

島原市の事業者支援制度(令和2年度)

商店街に出店したい

商店街活性化事業補助金(出店応援ナビ事業)

中心市街地の賑わいを創出するため、商店街の空き店舗へ出店する事業者を支援します。

- ①出店応援ナビ制度 商店街の空き店舗を市HPで紹介します。
- ②マッチング支援 所有者と出店希望者のマッチングを支援します。
出店決定後は、ビジネスプラン策定を支援します。
- ③出店初期費用支援 (1) 改装費補助 補助率1/2以内(上限25万円)
(2) 広告宣伝費補助 補助率1/2以内(上限5万円)



雇用拡大・事業拡大したい

地場産業事業拡充促進事業補助金

地場産業雇用拡大・設備投資等を行う事業者を支援します。

- ▼対象者 ・常時雇用する従業員が20名以下の小規模事業者
・1名以上の新規雇用を行うもの
・市税等を完納していること
- ▼補助額 1件に当たり400万円(補助率2/3)
- ▼対象経費 設備費、改修費、広告宣伝費など



設備投資したい(税制優遇措置)

生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例

新規に取得した設備にかかる固定資産税が最大3年間ゼロになるほか、国のものづくり補助金において加算措置があります。※市から「先端設備等導入計画」の認定が必要

半島振興法に基づく不均一課税

市から確認を受けた設備等に関する固定資産税について、3年間の優遇措置があります。

- ▼初年度: 0.14%(1/10) 2年度: 0.35%(1/4) 3年度: 0.70%(1/2)

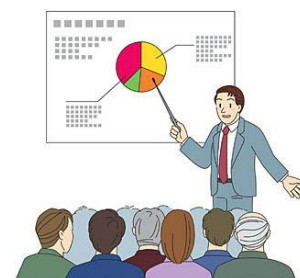
従業員の人材育成をしたい

中小企業大学校派遣事業費補助金

中小企業大学校が実施する研修を従業員に受講させる事業主を支援します。

※1事業者2人まで

- ▼対象者 市内で1年以上同一の業種を営む中小企業者
(商工会議所・商工会の会員事業所に限る)
- ▼補助額 ・受講料 対象研修の受講料(限度額36,000円)
・交通費 交通費の2分の1(限度額9,000円)



融資(経営安定資金)を希望する人 ※①、②は併用可能

①中小企業振興資金融資制度(市中銀行における融資)

- ▼対象者
・市内に住所及び事業所を有している方
・市内で同一業種を引き続き1年以上経営している方
・市税等を完納している方
- ▼融資額 700万円以内
- ▼融資期間 7年以内(うち据置1年以内)
- ▼融資利率 1.8%
- ▼取扱金融機関 市内金融機関



②中小企業振興利子補給補助金(利息に対する補助)

- ▼対象者
・市内に1年以上住所を有する事業を営む個人
・市内に1年以上本店を有する法人
・市税等を完納している方
- ▼対象融資
・島原市中小企業振興資金
・日本政策金融公庫の国民生活事業の事業資金
- ▼補助額 支払利子の50%(上限12万円)



雇用拡大にチャレンジしたい

①トライアル雇用応援事業

国のトライアル雇用奨励金を活用し、常用雇用を行う事業主を支援します。

▼対象者

- ・トライアル雇用奨励金の対象者を常用雇用した方
- ・市税を完納している方



▼補助額

- 国のトライアル雇用奨励金支給額の1/2以内
- ※1人あたり月額2万円の3か月分を上限
- ※1事業主あたり6万円を上限

②雇用拡大支援事業補助金

新規学卒者、Uターン、Iターン者で市内事業所に勤務する人に補助金を交付します。

▼対象者

- ・市内事業所で1年以上勤務した人
- ・本市に住民登録し、就職日から5年以上定住する人
- ・雇用保険の被保険者である人
- ・市税を完納している方

▼補助額

- ・新規学卒者 5万円
- ・Uターン、Iターン者 10万円



③企業立地促進・雇用創出事業奨励金

▼対象業種 製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連業

- ▼対象要件**
- (1) 新設、改修：投下固定資産2,500万円以上、新規雇用5人以上
 - (2) 増設、移設：投下固定資産1,000万円以上、新規雇用1人以上

▼奨励措置

- ・立地奨励金：固定資産税相当額の補助(3年間)
- ・施設整備奨励金：投下固定資産額(土地代除く)×5～10%の補助
- ・土地家屋賃借奨励金：土地家屋の賃借料×25%の補助(3年間)
- ・雇用奨励金：正規雇用者 50万円/人、短時間雇用者 25万円/人



新規創業にチャレンジしたい

①しまばら創業サポートセンター事業

創業支援のワンストップ相談窓口として、島原商工会議所(TEL 0957-62-2101)2階に開設しています。

▼日時 毎週 木曜 13時～16時(※祝日は休み) 火曜日も月2回開設

- ▼内容**
- ・中小企業診断士や税理士等の専門支援員によるサポートが無料で受けられます
 - ・創業後の経営相談や事業承継の相談も承ります
 - ・創業者向けセミナーを開催します



②創業支援等利子補給事業補助金

創業時の資金繰りを利子補給で支援します。

▼対象者

- ・事業を営む市民若しくは市内に本店を有する法人
- ・創業前の市民若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税等を完納している方

▼対象融資

- ・創業バックアップ資金等の県融資制度
- ・日本政策金融公庫の創業関係融資

▼補助額 支払利子の50%(3年間の利子分)

③創業時雇用支援事業補助金

創業等に伴い新規雇用を行う事業者を支援します。

▼対象者

- ・創業関係補助金の採択を受けている方
- ・市民を常用雇用者として1年間雇用した方
- ・市税を完納している方

▼補助額

新規雇用者1人につき20万円



事業承継を支援します

地場産業事業承継促進事業補助金

本市の地場産業の事業承継を行う事業者に対し、県と連携した支援を行います。

▼対象者 すでに事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始する者

▼補助額 改修費、広告宣伝費、研修費などの1/2(最大100万円)